

例 規 集

- ・ 埼玉県男女共同参画推進センター条例
- ・ 埼玉県男女共同参画推進センター管理規則
- ・ 埼玉県男女共同参画推進センター保育実施要領
- ・ 埼玉県男女共同参画推進センター利用者懇談会設置要綱
- ・ 「男女共同参画パネル」等の貸出要領
- ・ 男女共同参画パネルのデータ提供取扱要領
- ・ 埼玉県男女共同参画推進センター男女共同参画推進団体登録事務処理要領
- ・ 埼玉県男女共同参画推進センターサポートスタッフ活動要領

埼玉県男女共同参画推進センター条例

平成13年12月28日

条例第79号

改正	平成14年12月24日	条例第74号
	平成15年7月15日	条例第69号
	平成17年3月29日	条例第16号
	平成23年3月18日	条例第13号
	平成26年3月27日	条例第2号
	平成31年3月19日	条例第2号
令和	5年12月26日	条例第37号

埼玉県男女共同参画推進センター条例をここに公布する。

埼玉県男女共同参画推進センター条例

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するため、埼玉県男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターは、次に掲げる施設とする。

- 1 埼玉県男女共同参画推進条例（平成12年埼玉県条例第12号）第11条の総合的な拠点施設
- 2 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「困難女性支援法」という。）第9条第1項の女性相談支援センター
- 3 困難女性支援法第12条第1項の女性自立支援施設
- 4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第3条第1項の配偶者暴力相談支援センター

3 センターは、本所及び支所で構成し、それぞれ次に掲げる場所に設置する。

- 1 本所にあつては、さいたま市中央区新都心2番地2
- 2 支所にあつては、さいたま市

(業務)

第2条 本所は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画の推進に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する相談に関すること。
- (3) 男女共同参画の推進に関する講演会、講習会、研修会等の開催に関すること。
- (4) 男女共同参画の推進に関する県民の自主的な活動及び交流の支援に関すること。
- (5) 男女共同参画の推進に関する調査研究に関すること。
- (6) 困難女性支援法第9条第3項第1号及び第3号から第5号までに掲げる業務（緊急時における安全の確保及び一時保護が行われた者に対するものを除く。）に関すること。
- (7) 配偶者暴力防止法第3条第3項第1号、第2号及び第4号から第6号まで（配偶者暴力防止法第28条の2において準用する場合を含む。次項第4号において同じ。）に掲げる業務（緊急時における安全の確保及び一時保護が行われた者に対するものを除く。）に関すること。
- (8) セミナー室、視聴覚セミナー室、和室、準備室及び情報ライブラリー並びに附属設備の

利用に関すること。

(9) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

2 支所は、次に掲げる業務を行う。

(1) 困難女性支援法第9条第3項第1号及び第3号から第5号までに掲げる業務（緊急時における安全の確保及び一時保護が行われた者に対するものに限る。）に関すること。

(2) 困難女性支援法第9条第3項第2号に掲げる業務に関すること。

(3) 困難女性支援法第12条第1項の自立支援に関すること。

(4) 配偶者暴力防止法第3条第3項第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる業務（緊急時における安全の確保及び一時保護が行われた者に対するものに限る。）に関すること。

(5) 配偶者暴力防止法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止法第28条の2において準用する場合を含む。）に掲げる業務に関すること。

(6) 配偶者暴力防止法第5条の被害者の保護に関すること。

第2章 本所

(休館日)

第3条 本所の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

2 知事は、本所の管理上必要があるときは、臨時に本所の休館日を定めることができる。

(利用時間)

第4条 本所を利用することができる時間は、次のとおりとする。ただし、知事は、事情によりこれを変更することができる。

(1) 月曜日から土曜日まで（次号に規定する休日を除く。） 午前9時30分から午後9時まで

(2) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日 午前9時30分から午後5時30分（セミナー室、視聴覚セミナー室、和室及び準備室（以下「セミナー室等」という。）にあっては、午後5時）まで

(利用の許可)

第5条 セミナー室等又は附属設備を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

(1) 本所の管理上支障があると認められるとき。

(2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。

(3) その他本所の設置の目的に反すると認められるとき。

3 知事は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用期間)

第6条 セミナー室等を引き続いて利用することができる期間は、5日とする。ただし、知事は、事情によりこれを変更することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び知事の指示)

第8条 知事は、本所の利用者の遵守事項を定め、及び本所の管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第9条 知事は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は本所の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 第5条第3項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。

(2) 第7条の規定に違反したとき。

(3) 第13条の規定に違反したとき。

(4) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 県は、利用権利者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第10条 利用権利者は、その利用を終わったときは、速やかに当該利用に係るセミナー室等又は附属設備を原状に復ししなければならない。前条第1項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第11条 本所の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に本所の施設若しくは設備を損傷し、又は本所の物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(立入りの禁止等)

第12条 知事は、本所内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の立入りを禁止し、又はその者に対し、本所からの退去を命ずることができる。

(使用料)

第13条 セミナー室等又は附属設備の利用権利者は、別表に定めるところにより使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第14条 知事は、特別の必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

(1) 本所の管理上特に必要があるため、知事が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、セミナー室等又は附属設備を利用することができないとき。

第3章 支所

(入所の承認)

第16条 支所に入所しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けることができる者は、困難女性支援法第2条の困難な問題を抱える女性又は配偶者暴力防止法第1条第2項の被害者（配偶者暴力防止法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。）であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 疾病のため医療機関に入院し医療を受ける必要のある者

(2) 常時の介護を必要とする者

(3) 薬物の常用等により支所の他の入所者の保護等に著しい支障を及ぼすおそれのある者

(入所期間及び入所定員)

第17条 支所の入所期間及び入所定員は、次の表のとおりとする。

区 分	入 所 期 間	入 所 定 員
一時保護のための施設	2週間以内（ただし、知事が認めるときは、入所後おおむね4週間の範囲内で延長することができる。）	20人
自立支援のための施設	1年以内	

(退所)

第18条 支所に入所した者（以下この条において「入所者」という。）は、知事が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、退所しなければならない。

- (1) 自立して生活することが可能となったとき。
- (2) おおむね3月以上医療機関に入院し、医療を受けることが見込まれるとき。
- (3) 支所以外の施設でその者の保護等のため適当と認められるものへ入所することができることとなったとき。

2 入所者が無断で3日以上外泊した場合は、退所したものとみなす。

3 知事は、入所者がこの条例に基づく規則又は当該規則に基づく命令に違反したときは、退所を命ずることができる。

(準用)

第19条 第11条及び第12条の規定は、支所について準用する。この場合において、同条中「退去」とあるのは、「退去又は退所」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

第20条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月21日から施行する。

附 則（平成14年12月24日条例第74号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年7月15日条例第69号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月29日条例第16号）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条から第15条までの規定は、施行の日以後に許可の申請のあった利用について適用し、同日前に許可の申請のあった利用については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月18日条例第13号）

この条例は、平成23年6月1日から施行する。ただし、別表第1号の表の改正規定中セミナー室5の項を削る部分は、同年7月15日から施行する。

附 則（平成26年3月27日条例第2号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定（利用料金に係る条例の規定を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日（以下「施行日」とい

う。)以後に領収する使用料その他の歳入(施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。)の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月19日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定(利用料金に係る条例の規定を除く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に領収する使用料その他の歳入(施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。)の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

附 則(令和5年12月26日条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- (埼玉県婦人相談センター条例の廃止)
- 2 埼玉県婦人相談センター条例(昭和61年埼玉県条例第11号)は、廃止する。
- (埼玉県婦人相談センター条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の埼玉県婦人相談センター条例(以下「廃止前の条例」という。)による埼玉県婦人相談センターの入所の承認を受けている者は、改正後の埼玉県男女共同参画推進センター条例(以下「改正後の条例」という。)第16条第1項の規定による承認を受けたものとみなして、改正後の条例の規定の適用を受けるものとする。
- 4 知事がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にした廃止前の条例第4条の規定による退所の命令については、施行日以後においても改正後の条例第1条第3項の支所に係るものとして、なおその効力を有する。

別表(第13条関係)

- 1 セミナー室等

施設の名称	使用料(円)		
	午前	午後	夜間
セミナー室1	3,300	5,280	3,960
セミナー室2	3,300	5,280	3,960
セミナー室3	1,650	2,640	1,980
セミナー室4	1,650	2,640	1,980
視聴覚セミナー室	5,940	9,350	7,040
和室	2,860	4,510	3,410
準備室1	880	1,430	1,100
準備室2	880	1,430	1,100

備考 午前とは午前9時30分から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後9時までをいう。

- 2 附属設備

規則で定める額

埼玉県男女共同参画推進センター管理規則

平成14年3月29日

規則第60号

改正	平成17年	3月29日	規則第27号
	平成20年	8月29日	規則第78号
	平成21年	3月31日	規則第63号
	平成26年	3月27日	規則第19号
	平成31年	1月4日	規則第1号
	平成31年	3月22日	規則第24号
	令和5年	12月26日	規則第65号

埼玉県男女共同参画推進センター管理規則をここに公布する。

埼玉県男女共同参画推進センター管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、埼玉県男女共同参画推進センター条例（平成13年埼玉県条例第79号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、埼玉県男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成17年規則27号・令和5年65号〕

第2章 本所

追加〔令和5年規則65号〕

(利用等の許可手続)

第2条 条例第5条第1項の規定による利用の許可を受けようとする者は、その利用を開始しようとする日前3月以内に様式第1号の利用申請書をセンターの長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が必要があると認めるときは、当該利用の許可を受けようとする者は、同項に規定する期間の開始する日前に利用申請書を提出することができる。

3 条例第5条第1項の規定による利用又は変更の許可は、様式第2号の許可書を交付して行うものとする。

4 附属設備のうちグループロッカーの利用の許可の手続については、前3項の規定にかかわらず、所長が定めるところによる。

一部改正〔平成17年規則27号〕

(特別の設備等の承認)

第3条 条例第5条第1項の規定による利用の許可を受けた者が、当該施設等に特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用しようとするときは、所長の承認を受けなければならない。

一部改正〔平成17年規則27号〕

(附属設備の使用料)

第4条 条例別表第2号の規則で定める額は、別表のとおりとする。

一部改正〔平成17年規則27号〕

（使用料の納期限）

第5条 条例第13条の使用料の納期限は、所長が定める。

一部改正〔平成17年規則27号〕

（使用料の減免手続）

第6条 条例第14条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、様式第3号の使用料減額（免除）申請書を所長に提出しなければならない。

一部改正〔平成17年規則27号〕

第3章 支所

追加〔令和5年規則65号〕

（入所手続）

第7条 条例第16条第1項の規定による入所の承認を受けようとする者は、様式第4号の入所申込書を所長に提出しなければならない。

2 条例第16条第1項の規定による入所の承認又は不承認は、様式第5号の通知書を交付して行うものとする。

追加〔令和5年規則65号〕

（退所手続）

第8条 支所に入所した者は、退所するときは、所長に様式第6号の退所届を提出するものとする。

追加〔令和5年規則65号〕

第4章 雑則

追加〔令和5年規則65号〕

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、所長が定める。

一部改正〔平成17年規則27号・令和5年65号〕

附 則

この規則は、平成14年4月21日から施行する。

附 則（平成17年3月29日規則第27号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年8月29日規則第78号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 （略）

2 （前略）第120条（中略）の規定 平成21年4月1日

附 則（平成21年3月31日規則第63号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日規則第19号）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に領収する使用料（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 1 月 4 日規則第 1 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後の申請に係る利用で当該利用が平成 31 年 4 月 1 日以後のものに係る使用料について適用し、施行日以後の申請に係る利用で当該利用が平成 31 年 4 月 1 日前のものに係る使用料及び施行日前の申請に係る利用で当該利用が施行日以後のものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 22 日規則第 24 号）

- 1 この規則は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に領収する使用料（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 12 月 26 日規則第 65 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
（埼玉県婦人相談センター管理規則の廃止）
- 2 埼玉県婦人相談センター管理規則（昭和 61 年埼玉県規則第 15 号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この規則による改正前の埼玉県男女共同参画推進センター管理規則に定める様式及び前項の規定による廃止前の埼玉県婦人相談センター管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第 4 条関係）

附属設備の名称	単位	使用料の額（円） （1 回につき）	備考
マイクセット	1 式	810	
プロジェクターワゴン	同	730	スクリーンを含む。
パーソナルコンピュータ	1 台	310	
グループロッカー	1 個	200	

注 この表による使用料は、条例別表第 1 号備考に定める午前、午後及び夜間におけるそれぞれの利用をそれぞれ 1 回として計算する。ただし、グループロッカーにあつては、1 月間の利用を 1 回として計算する。

埼玉県男女共同参画推進センター保育実施要領

埼玉県男女共同参画推進センター（以下、「センター」という。）を利用する者を対象として、次のとおり保育を実施する。

（目的）

第1 利用者の各種活動の支援と施設利用の促進を図るため、保育を実施する。

（実施方法）

第2 保育は、特定の日時を定めて行うこととし、原則として4日前までの予約制とする。

（利用者）

第3 保育の利用者はセンターが主催又は共催する事業等に参加する者とする。

（実施場所）

第4 保育は、原則として保育室で行う。

（保育者）

第5 保育は、原則としてセンターが専門業者に委託するものとする。

（保育対象児）

第6 保育の対象は、原則として、生後6か月から小学校3年生までとする。ただし、発熱など身体が不調の場合には、保育できないことがある。

保育定員は、20人程度までとする。

（保育料等）

第7 保育の利用者におやつ代等の実費相当額として1回の利用で対象児1人につき 300円（税込み）の負担を求めるものとする。

（その他）

第8 事故が発生した場合に備えて、センターの負担により傷害保険に加入するものとする。

附 則

この要領は、平成14年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年5月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年2月1日から適用する。

埼玉県男女共同参画推進センター利用者懇談会設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）の事業運営について意見や要望等を聞き、男女共同参画社会づくりのための総合拠点施設としての機能充実と有効な利用を図るため、埼玉県男女共同参画推進センター利用者懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会の委員は、会議において次の事項について意見等を述べることができる。

(1) センターの事業運営に関すること

(2) センターの利用全般に関すること

(組織)

第3条 懇談会は、10人以内の委員をもって組織するものとする。

(構成と任期)

第4条 懇談会の委員は、センターを利用する団体・グループ等の代表者、関係行政機関の職員、民間有識者等及び公募による応募者からセンター所長が選任する。

2 委員の任期は2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。ただし、公募による委員は再任できない。

(委員長等)

第5条 懇談会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は懇談会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は委員長が招集し、委員長はその議長となる。

(会議の公開)

第7条 懇談会の会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、センター事業担当において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年１１月２８日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年１１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

「男女共同参画パネル」等の貸出要領

埼玉県男女共同参画推進センター（以下、「With You さいたま」という。）所有の展示パネルを貸出にあたっての貸出手続き等については以下のとおり定める。

1 パネルの種類

- (1) 「男女共同参画パネル」
- (2) 「ドメスティック・バイオレンス」
- (3) 「男女共同参画社会基本法」
- (4) 「埼玉県男女共同参画推進条例」
- (5) 「お母さんが語る『女子差別撤廃条約』」
- (6) 「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」
- (7) 「統計に見る女性の「仕事」と「生活」のいま」
- (8) 「日本女性はどのように生きてきた？」
- (9) 「障害と女性」
- (10) 「つ・ぶ・や・き」
- (11) 「災害と男女共同参画」
- (12) 「南極 DAYS ―日本人初の女性越冬体験記―」
- (13) 「知っていますか？デートDV」
- (14) 「男性を取り巻く環境」
- (15) 「荻野吟子の生涯」
- (16) 「デートDV防止啓発ポスター」
- (17) 「スポーツと女性」
- (18) 「“わたし”の防災対策」
- (19) 「考えよう！わたしたちの働き方・暮らし方」
- (20) 「わたしたちの声をもっと社会へ」
- (21) 「Women 現代の吟子たちに聞く」
- (22) 「セクシュアルハラスメントのない社会へ」
- (23) 「わたしたちは性犯罪・性暴力を許さない」
- (24) 「多様な性知っていますか？」

2 貸出対象

埼玉県、県内市町村、県内の女性関連施設及び男女共同参画社会の推進に向け活動している団体など。

3 貸出目的

男女共同参画社会の推進に向けた啓発事業などに利用する事を目的とする。

4 貸出期間

搬出入に必要な期間も含み2週間以内とする。特に必要があると認められる場合は4週間まで延長できるものとする。利用希望が多い期間（男女共同参画週間）は、With You さいたまにおいて調整する。

5 貸出料金

男女共同参画社会の実現に向けた普及、啓発に資するものであるため、貸出料金は無料

とする。

6 申請書などの提出について

- ① 利用を希望する場合は、あらかじめ電話などで利用状況を確認し、申請書（様式第1号）を提出する。
- ② 申請書が提出され、貸出を認める場合は With You さいたまから貸出決定通知を送付する。
- ③ 申請書中の「利用目的」欄には、パネル展示の目的、主な対象者を記入し、イベントのチラシがある場合は一緒に添付すること。
- ④ 申請書中の「搬出入方法」欄には、パネルを直接 With You さいたまに取りに来るか、宅配便または、郵送による配送にするかを記入すること。

7 予約期間：利用月の3ヶ月前から予約開始

8 注意事項

- ① 搬出入に必要な経費（送料）などは、利用する団体が負担するものとする。
- ② 貸出中にパネル、額を汚損した場合（搬送中を含む）は、その回復に要した実費を利用者側が負担すること。

附則

この要領は、平成22年 7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年 3月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年 3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年 6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年 2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

男女共同参画パネルのデータ提供取扱要領

1 趣旨

埼玉県男女共同参画推進センター（以下「With You さいたま」という。）が所有している男女共同参画パネル（以下「パネル」という。）のデータ利用の要望に応えるため、著作権上支障がないパネルをデータ化したもの（以下「パネルデータ」という。）をホームページ上で提供し、パネルの利便性の向上と男女共同参画の幅広い啓発活動を行う。

2 対象

提供するパネルデータは、以下のものとする。

- (1) 男女共同参画パネル
- (2) ドメスティック・バイオレンス
- (3) 統計に見る女性の「仕事」と「生活」のいま
- (4) 障害と女性
- (5) つ・ぶ・や・き
- (6) 災害と男女共同参画
- (7) 知っていますか？デートDV
- (8) 男性を取り巻く環境
- (9) “わたしの” 防災対策
- (10) 考えよう！私たちの働き方・暮らし方
- (11) Women 現代の吟子たちに聞く
- (12) セクシュアルハラスメントのない社会へ
- (13) わたしたちは性犯罪・性暴力を許さない
- (14) 多様な性知っていますか？

3 著作権

パネルデータの著作権は、With You さいたまに帰属する。

4 提供方法

パネルデータは、With You さいたまのホームページから PDF ファイル形式でダウンロードできるように掲載する。

5 利用

- (1) パネルデータは、その趣旨に反しない範囲で誰でも利用することができる。
- (2) パネルデータは、加工、変更することはできない。
- (3) パネルデータは、私的使用のための複製や引用など著作権法上認められた場合を除き、With You さいたまの承諾を得ずに転載及び引用はできない。

附則

この要領は、平成 28 年 3 月 22 日から施行する。

附則

この要領は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。

附則

この要領は、平成 30 年 3 月 31 日から施行する。

附則

この要領は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 2 年 11 月 10 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

埼玉県男女共同参画推進センター男女共同参画推進団体登録事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、埼玉県男女共同参画推進センターを利用しようとする男女共同参画の推進に資するグループ・団体(以下「団体」という。)の活動を支援するための団体登録事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の基準)

第2条 登録をする団体は、次の基準を満たさなければならない。

- (1) 活動の目的に男女共同参画の推進が含まれていること。
- (2) 構成員が5名以上で、構成員名簿があること。
- (3) 将来にわたって活動が継続して行われるものと認められるものであること。
- (4) 活動の拠点が埼玉県内にあること。

(登録の申請)

第3条 登録の申請をしようとする団体は、様式第1号の登録申請書を埼玉県男女共同参画推進センター所長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。

申請の受付は随時行うものとする。

(登録の承認)

第4条 前条の申請があった場合、所長は速やかに内容を審査し、第2条に定める基準を満たしていると認めるときは、これを承認し、様式第2号の登録承認書を交付するものとする。

(登録内容の変更)

第5条 代表者の変更等登録申請した内容に変更が生じた場合には、様式第3号の登録内容変更届を所長に提出しなければならない。

(登録の廃止)

第6条 登録の廃止をしようとする団体は、様式第4号の登録廃止届を所長に提出しなければならない。

(登録の取消)

第7条 登録を承認した団体が第2条の基準を満たしていないことが判明した場合、又は埼玉県男女共同参画推進センター条例(平成13年埼玉県条例第79号。以下「条例」という。)第5条第2項により施設の利用を許可されない場合、条例第9条の利用の停止及び取消しが行われた場合、及び条例第12条の立ち入りの禁止等を命じられた場合は、所長は登録を取り消すことができる。

2 登録を承認した団体に一定期間連絡が取れない場合は、所長は登録を取り消すことができる。

附 則

この要領は、平成14年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月20日から施行する。

埼玉県男女共同参画推進センターサポートスタッフ活動要領

1 趣旨

埼玉県男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）は、男女共同参画社会の実現に必要な社会参加やセンター事業への県民参加を図るため、サポートスタッフ制度を設ける。

2 サポートスタッフ及びセンターの役割

（１）サポートスタッフの役割

① センター事業への協力

サポートスタッフは、センターが依頼した事業の内、希望により事業に参加・協力する。

② 自主的な活動

サポートスタッフ又はサポートスタッフの自主グループ（以下、「自主グループ」という）は、センターの設置目的に沿い、自発的、自主的に活動する。

（２）センターの役割

① センター事業への協力依頼

センターは、サポートスタッフの活動として適切な事業について参加・協力を依頼する。

② 自主的な活動への支援

センターは、サポートスタッフ又は自主グループが行う活動について、セミナー室の利用に便宜を図るなど、必要な支援を行うよう努める。

3 サポートスタッフが参加・協力するセンター事業

- ① 50名以上出席が予定されている県民向けの講座
- ② With You さいたまフェスティバル
- ③ 情報ライブラリー通信への寄稿
- ④ その他、サポートスタッフが参加・協力することに適する事業

4 活動方法

（１）サポートスタッフが参加・協力するセンター事業の内容

- ① センターの依頼に基づき、講座等のイベント時に、受付や会場整理、案内等の運営補助を行う。
- ② センターの依頼にもとづき、情報ライブラリー通信の作成のため寄稿等を行う。

（２）自主的な活動

サポートスタッフ又は自主グループは、センターの設置目的に沿い、自発的、自主的に自由に活動することができる。ただし、「埼玉県男女共同参画推進センターのサポートスタッフ」として対外的に活動等を発表する場合などには、その内容等についてセンターの承認を得なければならない。

5 サポートスタッフ登録手続及び解除

（１）登録手続

サポートスタッフの登録を希望する者は、サポートスタッフ登録申請書（様式第1号）を提出し承認を得なければならない。

（２）登録の解除等

- ① サポートスタッフは、サポートスタッフ登録解除申請書（様式第2号）を提出し、いつでも登録を解除することができる。
- ② センター所長は、以下の場合には職権により登録を解除することができる。
 - ア センターが招集するサポートスタッフ会議の出席、センター事業への参加・協力などにおいて、一定期間（2年間程度）活動の実績が認められない場合。
 - イ サポートスタッフとしてふさわしくない行為を行ったと認められる場合。

6 費用弁償

（1）サポートスタッフ会議（センターが主催）

センター所長が出席を依頼（センターが主催）したサポートスタッフ会議に出席した場合、1回当たりクオカード（500円）を支給する。

（2）センター事業への出席

センターの依頼にもとづきセンターに来所し、事業への参加・協力を行った場合、1日当たりクオカード（500円）を支給する。

（3）自主的な活動

自主的な活動のため、打ち合わせや作業等を行った場合には費用弁償を行わない。

7 センターの担当

（1）事業担当

- ① サポートスタッフの参加・協力を依頼する事業を選定し、サポートスタッフの希望に基づき、人員等を調整する。
- ② 自主的な活動の技術的な支援を行う。
- ③ サポートスタッフの登録、費用弁償（クオカード）の支給等を行う。

（2）相談担当

サポートスタッフの参加・協力を依頼する事業がある場合は、事業担当にサポートスタッフへの連絡を依頼し、サポートスタッフの希望に基づき人員等を調整する。

（3）管理担当

情報ライブラリー通信の作成への協力を依頼及び必要な調整を行う。

附 則

この要項は平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要項は平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要項は平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要項は令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要項は令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要項は令和6年4月1日から適用する。